

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション 等）
- b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

ホックングループの経営理念、ビジョンおよびサステナビリティ基本方針を踏まえたサステナビリティ調達方針、ホックングループ企業行動規範および同細則に基づき、取引先とのパートナーシップのもとサプライチェーン全体で社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

また、お取引先様とともに人権および労働環境や安全衛生に配慮した調達活動を行うため、ホックングループの各社が発注者となる取引に係るお取引先様（以下「サプライヤー」といいます）との間における取引価格の交渉については、次の方針により取り組みます。

- （１）継続的な取引を行うサプライヤーとの間においては、少なくとも年に１回以上、取引価格の妥当性についての意見交換を含めた協議の場を設けます。また、スポット取引等、１年以内に見積書の取得または価格に関する協議を行っていないサプライヤーへの発注前には、見積書を取得する等、取引価格その他の取引条件を合意したうえで発注します。
- （２）サプライヤーより原材料価格、エネルギーコスト・労務費の上昇等を理由に取引価格の引上げを求められたことを理由として、取引停止などの不利益取扱いを行いません。
- （３）原材料価格・エネルギーコスト・労務費の上昇等を理由とする価格交渉においてサプライヤーより提出を受けた取引価格の引上げに関する理由の説明や根拠資料、またこれらに基づいて提示し、希望される取引価格については、サプライヤー個別の非公表情報によらずとも、最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料に基づくものである限り、これを合理的な根拠があるものとして尊重します。
- （４）価格交渉にあたっては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、ホックングループの各社がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいる

ことを常に意識して、そのことをサプライヤーからの要請額の妥当性の判断に反映させることを旨として臨みます。

- (5) 価格交渉にあたっては、必要に応じ、サプライヤーに対して価格転嫁に係る考え方を提案するなど、公正な交渉に努めます。
- (6) サプライヤーとの間で実施した価格交渉に関する協議の内容については記録を残し、サプライヤーとの間で共有します。

2024 年 3 月 25 日

更新： 2026 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

オーエスマシナリー株式会社

企 業 名

代表取締役社長 佐 藤 泰 祐

役職・氏名（代表権を有する者）